

○上尾伊奈資源循環組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則

令和5年4月1日規則第24号

上尾伊奈資源循環組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、組合が締結する次の各号に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店 個人にあつては住民票上の住所、法人にあつては登記上の本店の所在地をいう。
- (2) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」という。）のうち、主たるものをいう。
- (3) 域内業者 上尾市内又は伊奈町内に本店を有する業者をいう。
- (4) 準域内業者 上尾市内又は伊奈町内に本店以外の営業所の所在地を有する業者をいう。
- (5) 県内業者 埼玉県内（上尾市内及び伊奈町内を除く。）に本店を有する業者（前号に該当する業者を除く。）をいう。
- (6) 県外業者 前3号に該当する業者以外の業者をいう。
- (7) 年度 4月1日から翌年の3月31日まで（経常建設共同企業体にあつては、6月1日から翌年の5月31日まで）をいう。
- (8) 資格審査 この規則で定める競争入札の参加資格に関する管理者の審査をいう。

- (9) 新規申請 上尾伊奈資源循環組合建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (10) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (11) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、次のア及びイに掲げる基準日の区分に応じ、当該ア及びイに定める基準日をいう。
- ア 建設工事の請負に係る資格審査の資格審査基準日 申請時において有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日（複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）
- イ 建設工事の請負以外に係る資格審査の資格審査基準日 申請時において直近の決算日（決算手続が終了している日付のもの）
- （競争入札の参加資格）

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者が、一般競争入札の公告をした日（指名競争入札にあつては、指名通知書を送付した日）から開札日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

- (1) 次条第5項各号（設計・調査・測量の委託において資格者名簿に登載されている者にあつては、同項第6号から第8号までを除く。）のいずれかに該当するとき。
- (2) 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が当該資格者名簿に登載された業種について次のア又はイのいずれかに該当するとき。
- ア 建設業法第3条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けていないとき。
- イ 経営事項審査を受けていないとき。
- (3) 測量業務について資格者名簿に登載された者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登

録」という。)を受けていないとき。

- (4) 建築関連コンサルタント業務について資格者名簿に登載された者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないとき。
- (5) 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、次条第5項各号（設計・調査・測量の委託において資格者名簿に登載されている者にあつては、同項第6号から第8号までを除く。）のいずれかに該当する者があるとき。
- (6) 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、当該資格者名簿に登載された業種について第2号ア又はイのいずれかに該当する者があるとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われているとき（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により更生手続開始の決定がされているときを除く。）。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われているとき（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により再生手続開始の決定がされているときを除く。）。

（建設工事の請負に係る資格審査の実施）

第4条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回以上実施するものとする。ただし、経常建設共同企業体に係る新規申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、組合のホームページに掲載する。

4 建設工事の請負に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 上尾伊奈資源循環組合契約規則（令和5年上尾伊奈資源循環組合規則

第22号)第21条(同規則第36条において準用する場合を含む。)の規定により組合の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 第14条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定に該当することにより資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、管理者が不適格であると認める者

(5) 管理者が別に定める税を滞納している者

(6) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)

(7) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)

(8) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)

6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 許可を受けていない業種

(2) 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種

7 次に掲げる場合は、その参加資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。

(1) 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合

(2) その他管理者が別に定める場合

8 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に登載されることが出来る業種の数、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

9 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に5業種登載されて

いる者が、当該有資格者名簿に登載された業種の一部を抹消し、当該業種と異なる業種に登載（以下この項において「業種入替」という。）した後も5業種登載されている場合は、当該有資格者名簿の有効期間内に業種入替することにより、一度抹消した業種を再度登載することができる。この場合において、登載する業種については、抹消する前と同一のものとし、資格審査は行わない。

（建設工事の請負以外に係る資格審査の実施）

第5条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。

3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。

4 前条第1項本文、第2項、第3項、第5項（第1号から第5号までに係る部分に限る。）及び第7項の規定は、設計・調査・測量に係る資格審査に準用する。

（資格審査申請）

第6条 新規申請をしようとする者は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に定める書類を管理者が別に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 建設工事の請負 次のアからカまでに掲げる書類

ア 申請地方公共団体申請書

イ 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）

ウ 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）

エ 建設工事請負共通情報

オ 建設工事請負個別情報

カ 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体として入札参加資格審査申請をする場合に限る。）

(2) 設計・調査・測量 次のアからオまでに掲げる書類

ア 申請地方公共団体申請書

イ 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）

ウ 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）

エ 設計・調査・測量共通情報

オ 設計・調査・測量個別情報

2 前項に規定する書類の様式は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年埼玉県告示第1108号）に規定する書類の様式の例による。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該書類の様式を別に定めることができる。

3 第1項の規定による申請に当たっては、次の表に掲げる書類を添付しなければならない。

添付書類	建設工事の 請負	設計・調 査・測量
身分（元）証明書、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（個人に限る。）	○	○
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人に限る。）	○	○
許可通知書又は許可証明書の写し	○	
委任状（代理人を置く場合に限る。）	○	○
組合員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）	○	○
役員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	
法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書の写し（法人に限る。）	○	○
所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書の写し（個人に限る。）	○	○
事業所の使用状況に関する申告書類及び事業所の実態を証する写真等（上尾市内又は伊奈町内に事業所がある法人に限る。）	○	○
上尾市及び伊奈町が賦課する税金について未納が	○	○

ないことの納税証明書の写し（上尾市内又は伊奈町内に住所のある法人又は個人に限る。）			
受注希望工事に関する技術者の免許証等の写し		○	
監理技術者資格者証の写し		○	
官公需適格組合が申請する場合の書類	官公需適格組合証明書の写し	○	
	5以内の組合員の総合評定値通知書の写し	○	
	官公需適格組合資格審査数値計算表	○	
経常建設共同企業が申請する場合の書類	各構成員の主な元請工事实績表	○	
	経常建設共同企業体資格審査数値計算表	○	
	経常建設共同企業体協定書の写し	○	
	経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書	○	

- 4 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、同項の添付書類以外の添付書類を別に定めることができる。
- 5 第1項の規定による申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請の内容（氏名及び法人の名称を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。
- 6 前各項の規定は、更新申請をしようとする場合について準用する。
- 7 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

（代理人）

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人の要件は、次の各号の代理人の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る代理人 次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。

イ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。

(2) 設計・調査・測量に係る代理人 次のアからオまでに定めるとおりとする。

ア 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とすること。

イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

ウ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店に所在する営業所において測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

エ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所に置くこと。

オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店に所在する営業所において建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている営業所に置くこと。

(格付の方法)

第8条 建設工事の請負に係る資格審査の申請があったときは、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び管理者が別に定める項目を審査し、それぞれS級、A級、B級及びC級の4級に区分して格付を行うものとする。

(資格者名簿への登載)

第9条 管理者は、第4条から第6条までの規定による資格審査の結果、適格であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

(資格審査結果の公表)

第10条 管理者は、第4条から第6条までの規定による資格審査の結果を、組合のホームページに公表する。

(参加資格の有効期間)

第11条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格を認定した日からその直前の更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から起算して2年間とする。

(変更等の届出)

第12条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更があった

ときは、直ちに、管理者に届け出るとともに、関係書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店（建設工事の請負にあっては、主たる営業所の所在地）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名（前号に該当する場合を除く。）
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名又は氏名（第5号に該当する場合を除く。）
- (8) 代表者印又は代理人使用印
- (9) 許可番号又は許可区分
- (10) 許可又は登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無
- (11) 中小企業等協同組合等にある場合は、その組合員（資格者名簿に登録されている者に限る。）

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により管理者に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、死亡した者の相続人又は解散した法人の清算人がこれを行う。

- (1) 第4条第5項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては、解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

(参加資格の再審査)

第13条 第4条第7項の規定にかかわらず、相続、合併、分割又は事業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

(資格者名簿からの抹消)

第14条 管理者は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第5項第1号、第2号又は第4号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては、解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると管理者が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定により逮捕若しくは逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると管理者が認めたとき。

2 管理者は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 第12条第1項又は同条第2項（第3号、第4号及び第6号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 管理者は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 建設工事の請負にあっては、当該資格者名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となってから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。
- (2) 測量業務にあっては、測量業者登録を受けていない者となってから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。
- (3) 建築関連コンサルタント業務にあっては、建築士事務所登録を受けて

いない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

(4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

4 管理者は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その経常建設共同企業体を当該資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 第1項又は第2項の規定により当該資格者名簿から抹消されたとき。

(2) 県外業者となつたとき。

5 管理者は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その経常建設共同企業体を当該業種について当該資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 資格者名簿に登載されている業種について、その構成員が第3項の規定により当該資格者名簿から抹消されたとき。

(2) 資格者名簿に登載されている業種について、経常建設共同企業体が当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

(3) 資格者名簿に登載されている業種について、構成員の級別格付が同級又は1級差でなくなつたとき。

(建設工事の請負に係る発注標準額)

第15条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、次の表の右欄に掲げる発注標準額の金額に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。

級の 区分	発注標準額					
	土木一式工 事	建築一式工 事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他の建 設工事
S級	7,000 万円以上	1億5,0 00万円以 上	7,000 万円以上	1億5,0 00万円以 上	1億5,0 00万円以 上	1億5,0 00万円以 上
A級	1,000 万円以上1 億5,00 0万円未満	3,500 万円以上1 億5,00 0万円未満	1,000 万円以上1 億5,00 0万円未満	1,000 万円以上1 億5,00 0万円未満	1,000 万円以上1 億5,00 0万円未満	3,500 万円以上1 億5,00 0万円未満

B 級	3, 5 0 0 万円未満	7, 0 0 0 万円未満	3, 5 0 0 万円未満	3, 5 0 0 万円未満	3, 5 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円以上 3, 5 0 0 万円未満
C 級	1, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、次の表の左欄に掲げる建設工事の請負に係る競争入札について、それぞれ同表の右欄に掲げる級の区分に格付けされた者を参加させることができるものとする。

建設工事	級の区分
S 級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	A 級
B 級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	A 級
C 級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	B 級

3 特別の技術又は工事管理を要する建設工事、緊急を要する建設工事及び単価契約による建設工事、小規模な修繕工事（1 件の設計金額が 1 3 0 万円未満の工事をいう。）その他特別の理由がある工事の発注に当たっては、前 2 項の規定によらないことができるものとする。

（経常建設共同企業体）

第 1 6 条 経常建設共同企業体は、次に掲げる要件を全て満たす場合でなければ資格審査を受けることができないものとする。

- (1) 構成員の全てが域内業者、準域内業者又は県内業者のいずれかであること。
- (2) 構成員の数が 3 以内であること。
- (3) 資格審査を受けようとする業種について、構成員の全てが資格者名簿に登載されている（最上級に格付けされている場合を除く。）こと。
- (4) 資格審査を受けようとする業種について、構成員の全てが数年以上の営業年数、元請としての一定の実績及び技術者を有すること。
- (5) 資格審査を受けようとする業種について、構成員の級別格付が同級又は 1 級差であること。
- (6) 資格審査を受けようとする業種について、経常建設共同企業体としての級別格付が、構成員各個の級別格付より上位となること。
- (7) 構成員の全てが中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条

の要件を満たす中小企業であること。

- 2 構成員は、同一の業種について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
- 3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
- 4 経常建設共同企業体の構成員が第7条に規定する代理人を置いているときは、その代理人と同一人を経常建設共同企業体に係る代理人とし、委任状を第4条第3項の受付期間内に提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、経常建設共同企業体の構成員が代理人を変更したときに準用する。この場合において、同項中「第4条第3項の受付期間内に提出」とあるのは、「速やかに提出」と読み替えるものとする。

(資料提出等の請求)

第17条 管理者は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、資格審査の申請をした者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(随意契約の相手方)

第18条 第3条の規定は、特別な理由がある場合を除き、随意契約の相手方について準用する。

(その他)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年度に限り、第3条第1項の規定の適用については、同項中「掲載された者」とあるのは、「掲載された者（上尾市又は伊奈町において資格審査に相当する審査を受け、同市又は同町において資格者名簿に相当する名簿に登録された者を含む。）」とする。
- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、資格審査の受付方法及び受付期間については、当分の間、上尾市及び伊奈町のホームページに掲載するものとする。
- 4 第10条の規定にかかわらず、資格審査の結果については、当分の間、

上尾市及び伊奈町のホームページに公表するものとする。